



You & I

～あなたと私の男女共同参画～

You(あなた)とI(私)が互いに支え合い、尊重しながらともに歩んでいける社会をめざすため、男女共同参画について考えるコーナーです。

■問合せ 企画調整課政策推進係 TEL72-1111(内線219)

11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。「女性に対する暴力」には、DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などがあり、女性の人権を著しく侵害するものです。今回はその中でも、「DV(ドメスティック・バイオレンス)」について考えます。

■DVとは？

DVとは、配偶者や恋人、元配偶者、以前付き合っていた恋人など、親密な関係にある者、またはあつた者から受ける暴力のことです。DV被害者は、男性の場合もありますが、女性が多くを占めているのが現状です。その背景には、男女の経済力の差・社会的地位の差などの社会構造の問題や、女性を対等なパートナーとして見ていないなどが挙げられています。

■DVの形態

DVは殴る・蹴るなどの「身体的暴力」だけではなく、無視する・大声で怒鳴るなどの「精神的暴力」、外出させない・交友関係を制限するなどの「社会的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、性行為を強要するなどの「性的暴力」とさまざまな形態があります。多くの場合いくつかの暴力が重なって起こり、また、繰り返し行われるという特徴があります。

■本市のDVの現状

本市が平成23年度に実施した「枕崎市男女共同参画に関する市民意識調査」で、配偶者からの暴力を受けた経験があるかどうかについて回答してもらったと

ころ、約6人に1人が「身体に対する暴力」や「精神的な嫌がらせ」を経験しており、また、約14人に1人が「恐怖を感じるような脅迫」や「性行為の強要」を経験していることがわかりました。このことから、DVは決して他人事ではなく、身近に起きている問題であるということがいえます。さらに、配偶者からの暴力を受けた経験があると回答した人に、その相談先について聞いたところ、「家族や親戚」、「友人や知人」がともに33・9%となったものの、「誰にも相談しなかった(できなかつた)」が72・9%と最も高くなっており、声を上げることのできない被害者に対する支援が課題であることがわかりました。

■ひとりで悩まず相談を

どんな理由があつても暴力をふるったり、人権を踏みこむような暴言を吐くことなどは絶対に許されません。「自分がされていることは、もしかしてDV?」と思つたら、ひとりで悩まずに市役所や警察などの相談機関へ相談してください。相談は無料で秘密は守られます。

また、周囲で悩んでいる人を支えるためには、多くの人がDVについて正しく理解することが必要です。相手を思いやり、互いを尊重し、対等な関係を築くことがDV根絶の第一歩です。この機会にもう一度みんな考えてみましょう。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク